

平成24年度随時監査結果報告

1. 監査の対象

橋本市訪問看護ステーション

橋本市指定訪問看護事業特別会計（平成24年4月分～9月分）

2. 監査の期間

平成24年12月7日～平成25年1月22日

3. 橋本市訪問看護ステーションの概要

(1) 設立年月日 平成6年7月1日

(2) 所在地 橋本市小峰台二丁目8番地の1

(3) 営業日 月曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までを除く)

営業時間 午前8時30分から午後5時15分(ただし電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、緊急事態に備える)

※橋本市指定訪問看護事業訪問看護ステーション運営規程(第7条)

(4) 事業内容

《指定訪問看護事業》

ア. 病状及び障害の観察

イ. 清拭、洗髪等による清潔の保持

ウ. 食事及び排せつ等日常生活の世話

エ. 褥創の予防及び措置

オ. リハビリテーション

カ. ターミナルケア

キ. 認知症患者の看護

ク. 療養生活や看護及び介護方法の指導

ケ. カテーテル等医療機器の管理

コ. 前各号に掲げるもののほか、医師の指示による看護ケア及び医療処置

※橋本市指定訪問看護事業訪問看護ステーション運営規程(第8条)

《指定居宅介護支援事業》

ア. 利用者から居宅サービス計画作成依頼に関する相談対応

イ. 使用する課題分析票の種類 MDS—HC方式等

ウ. 居宅サービス計画原案の作成

エ. サービス担当者会議などの実施

オ. 居宅サービス計画の確定

カ. 居宅サービス計画の実施状況の継続的な把握及び評価

キ. 介護支援専門員の居宅訪問頻度

ク. モニタリングの実施

※指定居宅介護支援事業所訪問看護ステーション運営規程(第8条)

(5) 設立目的

《指定訪問看護事業》

橋本市長が開設する橋本市訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保し、ステーションの看護師その他の職員(以下「看護師等」という。)が、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者及び在宅の寝たきり老人等の日常生活における動作能力を維持、回復させるとともに、住み慣れた地域社会や家庭での療養が可能となるよう、必要な支援を行うため、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者(以下「療養者等」という。)に対し適正な訪問看護を提供できるよう、ステーションの職員、運営管理及び事務委任に関する事項を定めることを目的とする。

※橋本市指定訪問看護事業訪問看護ステーション運営規程(第1条)

《指定居宅介護支援事業》

橋本市長が開設する指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員、管理運営及び事務委任に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者、要支援者等からの相談に応じ、要介護者、要支援者等がその心身の状態や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

※指定居宅介護支援事業所訪問看護ステーション運営規程(第1条)

(6) 運営体制

《指定訪問看護事業》

橋本市民病院事務局長(兼務)
橋本市民病院総務課長(兼務)
所長(管理者)
副所長
看護師等
ほか必要な職員

※橋本市指定訪問看護事業訪問看護ステーション運営規程(第5条)

表1 《指定訪問看護事業》

区分	職種	人数	業務内容
管理者	保健師兼介護支援専門員	1	指定訪問看護事業 訪問看護
	看護師兼介護支援専門員	1	
	看護師	4	
	事務職員	2	事務処理

《指定居宅介護支援事業》

橋本市民病院事務局長(兼務)
橋本市民病院総務課長(兼務)
所長
介護支援専門員
その他職員

※指定居宅介護支援事業所訪問看護ステーション運営規程（第5条）

表2 《指定居宅介護支援事業》

区分	職 種	人 数	業務内容
管理者	保健師兼介護支援専門員	1	統括
	看護師兼介護支援専門員	1	相談
	介護支援専門員 (ケアマネージャー)	2	ケアプラン作成
	事務職員	2	事務処理

- ・《訪問看護事業》の管理者は健康保険法並びに老人保健法により保健師、助産師または看護師でなければならないと規定されている。
- ・《居宅介護支援事業》の管理者は介護保険法により介護支援専門員でなければならないと規定されている。
- ・訪問看護ステーションに係る事務の一部を病院事業管理者に権限委任している。委任内容は次のとおり。

（市長の権限の委任事項）

第2条 市長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを病院事業管理者に委任する。

- (1) 橋本市訪問看護ステーションの管理及び運営に関すること。
- (2) 訪問看護ステーション利用料の請求及び領収に関すること。

（会計管理者の権限の委任事項）

第3条 会計管理者は、その権限に属する事務のうち、訪問看護ステーション利用料の収納に関する事務を病院事業企業出納員に委任する。この場合において、病院事業企業出納員の職にある者は、その職にある期間は、市長事務部局の職員に併任されたものとみなす。

2 前項の規定により委任を受けた病院事業企業出納員は、必要があると認めるときは、その事務の一部を市民病院に属する現金取扱員に委任することができる。この場合において、委任を受けた現金取扱員の職にある者は、その職にある期間は、市長事務部局の職員に併任されたものとみなす。

4. 監査の着眼点

- (1) 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生省令第80号）及び「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生省令第38号）に則した運営が適正に行われているか。
- (2) 訪問看護収入及び、居宅介護支援収入について
 - 請求書、領収書、納付書記入簿、請求一覧表等の諸帳簿の記入、整理、保管は適正に行なわれているか。
 - 現金の収納及び保管は適正に行なわれているか。
- (3) 業務状況等について
 - 職員の「人員基準」、施設の「設置基準」、「運営基準」は運営規程に則し適正に行われているか。
 - 業務日誌、公用車使用簿、出退勤簿等の諸記録簿の記入、管理は適正に行なわれているか。
 - 薬品等の管理は適正に行われているか。

出納員印、現金取扱員印の保管は適正に行われているか。

5. 監査の方法

訪問看護利用料、業務状況等について、提出を求めた監査資料を基に事前調査し、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聴取した。また、監査対象機関に出向き、設備等の状況について実地監査（平成25年1月10日）を行った。

6. 監査の結果

(1) 訪問看護収入及び居宅介護支収入について

○特別会計の歳入について

訪問看護収入 — 医療保険サービス収入（保険分、自己負担分）
 介護保険サービス収入（保険分、自己負担分）
 諸収入 — ケアプラン作成料、要介護認定調査受託料、「株はるす」からの医療業務受託料等
 財産収入 — 基金の利息 がある。

表3 訪問看護収入《指定訪問看護事業》

(単位：千円)

サービス収入	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 4月～9月
医療保険	23,958	23,958	13,214	16,647	21,755	20,885	14,043
介護保険	48,766	51,049	43,236	30,554	25,620	21,115	5,825
計	72,724	67,867	56,450	47,201	47,375	42,000	19,868
年間のべ看護師数	103	96	72	63	72	60	60
月平均看護師数	8.6	8.0	6.0	5.2	6.0	5.0	5.0

表4 諸収入《指定居宅介護支援事業》

(単位：千円)

収入区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 4月～9月
ケアプラン作成料	15,303	14,663	7,526	5,321	6,162	6,286	2,126
要介護認定調査受託料	1,387	1,404	869	992	782	460	227
予防給付ケアプラン作成料	140	257	0	0	0	0	0
計	16,830	16,324	8,395	6,313	6,944	6,746	2,353
年間のべ介護支援専門員数	36	36	27	25.5	32	24	32
月平均介護支援専門員（従事者数）	3.0	3.0	2.2	2.1	2.7	2.0	2.7

(徴収状況)

利用者の自己負担分として、一月分の利用請求書を翌月 10 日以降に発行し、看護師が訪問看護の際に利用料を徴収しているが、「橋本市指定訪問看護利用料の徴収等に関する規則(第 3 条)」によれば、「その月分を翌月 10 日までに利用者に居宅サービス利用料請求書兼領収書を発行」となっている。

徴収できない場合は請求書を持ち帰り、次回訪問時に再度徴収している。また、釣り銭がない場合も釣銭会計を利用せず、同様に次回徴収している。

調定計上時期については、利用料徴収、銀行への入金後計上されていたが、平成 23 年度決算審査後の 9 月分より請求書作成時に調定計上している。これにより、訪問看護収入利用料（自己負担分）において、未収金があることが分かった。未収金の状況（平成 25 年 1 月 10 日現在）は、平成 21 年度 43 人分 1,047,178 円、22 年度 33 人分 1,102,885 円、23 年度 32 人分 1,237,955 円であった。24 年度（上半期）は、22 人分 535,452 円である。

なお、訪問看護利用料については表 3 に示すように、平成 18 年度特別会計設置時から減少傾向にある。その要因の一つとして、慢性化している看護師不足の問題があげられる。

表 4 諸収入において、予防給付ケアプラン作成料は、「要支援」認定者のケアプラン作成料であり、平成 19 年度までは橋本市地域包括支援センターから業務委託を受けていたが、担当の介護支援専門員の退職に伴い、平成 20 年度より委託を受けておらず、収入は 0 となっている、及びケアプラン作成料等においても同様のことが考えられる。

過去 5 年間の決算及び基金の状況は表 7 のとおりである。

(2) 業務状況について

○勤務体制について

指定訪問看護事業における職員の勤務体制について、毎月の勤務体制表は前月末頃作成されており、看護師一人 1 日あたりの訪問件数は表 6 のとおりである。

平日 1 日平均訪問件数 23.1 件に対し、対応看護師数は 1 日平均 4.3 人。

休日 1 日平均訪問件数 9.7 件に対し、対応看護師数は 1 日平均 1.5 人である。特に休日の勤務体制で、特定の看護師が過重な勤務状況となっている。

また、24 時間連絡が可能な体制とするため、夜間、休日には担当職員が専用の携帯電話を持ち帰って緊急事態に備えている。

利用者との間で、事故につながるような大きなトラブルはないが、万が一に備え損害賠償保険に加入している。

現在の職員体制は以下のとおりである。

表 5 全職員数《指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業》

区分	人数	職 種
嘱託職員	5	保健師兼介護支援専門員（兼）1 看護師 1 介護支援専門員（ケアマネージャー）2 事務職員（兼）1
臨時職員	5	看護師兼介護支援専門員（兼）1 看護師 3 事務職員（兼）1
計	10	

待機賃金、呼出賃金については以下のとおりである。

夜間休日待機賃金（携帯電話持ち帰り職員）

区 分	対象者	手当額
平日夜間 午後 5 時 15 分から翌午前 8 時 30 分まで	訪問看護業務を 行う看護師	日額 1,500 円
休日前、休日夜間 午後 5 時から翌午前 9 時まで	訪問看護業務を 行う看護師	日額 2,000 円
休日昼間 午前 9 時から午後 5 時まで	訪問看護業務を 行う看護師	日額 2,000 円

夜間休日呼出賃金

区 分	対 象 者	手当額
平日、休日夜間	訪問看護業務を行う看護師	1 回 4,000 円
休日昼間	訪問看護業務を行う看護師	1 回 3,000 円

※橋本市指定訪問看護事業訪問看護ステーション職員の賃金等に関する規程

○公金等の管理について

- ア. 徴収した利用料については、事務所の金庫に保管し、翌日、本庁銀行窓口へ入金している。金庫の鍵は施錠できるロッカーで保管し、ロッカーの鍵は所長が管理している。
- イ. 領収印（出納員印及び現金取扱員印）は、ケアマネージャー以外の全職員分を調製し、金庫に保管している。徴収のため持ち出す際には、持出簿を作成し出納員の許可を得ている。

○記録簿の管理について

- ア. 「公用車使用簿」、「業務日誌」、「出退勤簿等」等の整備・記入はされているが、記入もれ等、管理・確認ができていないものがあった。
- イ. 訪問看護開始にあたって、本人や医師との相談等で県外の病院等へ出向くこともあるが、その際出張命令簿が作成されていなかった。
- ウ. 文書は事務所内で5年間保管されているが、施錠できるロッカーが少ない等保管場所に苦慮している現状にある。
- エ. 苦情処理については、対応記録簿を作成されている。

○医薬品の管理について

利用者からの緊急呼出に対応するため、抗生物質等の医薬品・医薬材料は必要最低限保管されている（一部は平成 23 年 5 月 13 日付の厚労省医薬食品局長通知「指定訪問看護事業者が卸売り販売業者から購入できる医薬品等の取扱いについて」で定められている処であるが）。ただし、医師の指示書に基づく医薬品について、医師から徴収すべき費用を徴収できていない現状がある。金額は平成 23 年度においては、426,809 円であった。

台帳管理を行っており、期限切れの医薬品、危険物の保管はなかった。

7. むすび

○公金の取扱について

利用料の徴収については、釣銭がない場合は、次回へ請求書を回したり、翌月 10 日までに、納付書兼領収書を発行されていないなど、未収に繋がりがかねない事務処理を行っている。今後は、利用料の円滑な徴収を図るため、釣銭会計を活用するとともに、規則に基づき、翌月 10 日までに納付書兼領収書を発行された

い。

また、新たな徴収方法として口座振替による事務処理も検討する必要がある。

一方、未収金については、平成 21 年度以降 24 年度 9 月迄分 合計のべ 130 人、3,923,470 円となることから、これらの回収につき一層の徴収努力をされるとともに、不能欠損処理については市民病院と連携し、条例制定に努められたい。

○勤務体制について

特に休日において、一部の看護師に過重労働が見受けられるので、労働基準法及び職員の健康管理の観点からも、出来るだけ看護師全体で分担できるよう勤務体制表を早期に作成し、勤務体制の管理を図られたい。

○記録簿の管理について

各諸帳簿については、記入もれや記入誤りが見受けられたので、確認、管理をされたい。

特に、個人情報に関する帳簿については施錠できる保管庫で管理されたい。

○医薬品の管理について

医師が負担しなければならない医薬品について、請求もれのないよう在庫管理されたい、且つ、平成 24 年度分以降確定次第、費用分については医師から徴収されたい。

○その他

「株式会社はるす」との業務委託契約において、契約期間満了後は自動更新契約となっている。予算の裏づけがない契約は適正ではないため、長期継続契約にするなどしかるべき措置をとられたい。

表6. 休日、平日別 訪問看護サービス 訪問件数

休日

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
4/1	日	1	8	8.0
4/7	土	2	7	3.5
4/8	日	1	9	9.0
4/14	土	2	9	4.5
4/15	日	1	11	11.0
4/21	土	1	6	6.0
4/22	日	1	5	5.0
4/28	土	3	9	3.0
4/29	日	1	6	6.0
4/30	月	3	13	4.3
計	10日	16	83	5.2
1日平均		1.6	8.3	5.2

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
5/3	木	1	6	6.0
5/4	金	2	18	9.0
5/5	土	2	9	4.5
5/6	日	2	9	4.5
5/12	土	1	5	5.0
5/13	日	1	7	7.0
5/19	土	1	6	6.0
5/20	日	1	9	9.0
5/26	土	2	10	5.0
5/27	日	2	8	4.0
計	10日	15	87	5.8
1日平均		1.5	8.7	5.8

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
6/2	土	2	8	4.0
6/3	日	1	9	9.0
6/9	土	2	8	4.0
6/10	日	1	12	12.0
6/16	土	2	9	4.5
6/17	日	1	11	11.0
6/23	土	4	15	3.8
6/24	日	2	10	5.0
6/30	土	1	10	10.0
計	9日	16	92	5.8
1日平均		1.8	10.2	5.8

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
7/1	日	2	12	6.0
7/7	土	2	8	4.0
7/8	日	1	9	9.0
7/14	土	2	7	3.5
7/15	日	1	11	11.0
7/16	月	2	18	9.0
7/21	土	1	4	4.0
7/22	日	1	13	13.0
7/28	土	2	14	7.0
7/29	日	1	13	13.0
計	10日	15	109	7.3
1日平均		1.5	10.9	7.3

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
8/4	土	1	14	14.0
8/5	日	1	12	12.0
8/11	土	2	14	7.0
8/12	日	2	13	6.5
8/18	土	2	12	6.0
8/19	日	1	8	8.0
8/25	土	1	5	5.0
8/26	日	1	12	12.0
計	8日	11	90	8.2
1日平均		1.4	11.3	8.2

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
9/1	土	2	7	3.5
9/2	日	2	10	5.0
9/8	土	1	7	7.0
9/9	日	1	9	9.0
9/15	土	1	8	8.0
9/16	日	2	9	4.5
9/17	月	2	12	6.0
9/22	土	1	7	7.0
9/23	日	1	6	6.0
9/29	土	2	11	5.5
9/30	日	1	7	7.0
計	11日	16	93	5.8
1日平均		1.5	8.5	5.8

平日

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
4/2	月	5	26	5.2
4/3	火	5	25	5.0
4/4	水	6	24	4.0
4/5	木	4	23	5.8
4/6	金	4	20	5.0
4/9	月	5	25	5.0
4/10	火	4	21	5.3
4/11	水	5	27	5.4
4/12	木	5	17	3.4
4/13	金	4	24	6.0
4/16	月	4	22	5.5
4/17	火	4	18	4.5
4/18	水	4	18	4.5
4/19	木	4	18	4.5
4/20	金	5	21	4.2
4/23	月	5	24	4.8
4/24	火	4	19	4.8
4/25	水	5	25	5.0
4/26	木	4	15	3.8
4/27	金	4	8	2.0
計	20日	90	420	4.7
1日平均		4.5	21.0	4.7

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
5/1	火	6	27	4.5
5/2	水	5	23	4.6
5/7	月	5	27	5.4
5/8	火	4	26	6.5
5/9	水	6	24	4.0
5/10	木	5	23	4.6
5/11	金	5	24	4.8
5/14	月	4	22	5.5
5/15	火	4	24	6.0
5/16	水	3	17	5.7
5/17	木	4	19	4.8
5/18	金	5	22	4.4
5/21	月	4	22	5.5
5/22	火	5	28	5.6
5/23	水	5	26	5.2
5/24	木	4	18	4.5
5/25	金	5	22	4.4
5/28	月	4	25	6.3
5/29	火	3	16	5.3
5/30	水	5	23	4.6
5/31	木	4	17	4.3
計	21日	95	475	5.0
1日平均		4.5	22.6	5.0

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
6/1	金	5	22	4.4
6/4	月	4	22	5.5
6/5	火	5	25	5.0
6/6	水	5	23	4.6
6/7	木	4	24	6.0
6/8	金	4	25	6.3
6/11	月	5	24	4.8
6/12	火	5	28	5.6
6/13	水	4	20	5.0
6/14	木	4	24	6.0
6/15	金	4	21	5.3
6/18	月	5	24	4.8
6/19	火	4	25	6.3
6/20	水	4	26	6.5
6/21	木	4	23	5.8
6/22	金	4	22	5.5
6/25	月	4	22	5.5
6/26	火	4	26	6.5
6/27	水	4	23	5.8
6/28	木	5	18	3.6
6/29	金	4	20	5.0
計	21日	91	487	5.4
1日平均		4.3	23.2	5.4

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
7/2	月	4	26	6.5
7/3	火	4	28	7.0
7/4	水	4	23	5.8
7/5	木	3	27	9.0
7/6	金	5	25	5.0
7/9	月	5	30	6.0
7/10	火	4	29	7.3
7/11	水	4	22	5.5
7/12	木	3	13	4.3
7/13	金	4	30	7.5
7/17	火	5	30	6.0
7/18	水	6	25	4.2
7/19	木	4	27	6.8
7/20	金	4	27	6.8
7/23	月	4	25	6.3
7/24	火	4	26	6.5
7/25	水	5	28	5.6
7/26	木	3	19	6.3
7/27	金	4	25	6.3
7/30	月	5	27	5.4
7/31	火	4	22	5.5
計	21日	88	534	6.1
1日平均		4.2	25.4	6.1

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
8/1	水	5	22	4.4
8/2	木	4	22	5.5
8/3	金	3	22	7.3
8/6	月	4	27	6.8
8/7	火	5	21	4.2
8/8	水	4	24	6.0
8/9	木	4	24	6.0
8/10	金	3	25	8.3
8/13	月	6	26	4.3
8/14	火	4	22	5.5
8/15	水	4	23	5.8
8/16	木	4	23	5.8
8/17	金	4	27	6.8
8/20	月	5	24	4.8
8/21	火	4	24	6.0
8/22	水	5	26	5.2
8/23	木	3	18	6.0
8/24	金	5	29	5.8
8/27	月	4	24	6.0
8/28	火	3	23	7.7
8/29	水	6	28	4.7
8/30	木	3	19	6.3
8/31	金	5	25	5.0
計	23日	97	548	5.6
1日平均		4.2	23.8	5.6

月日	曜日	看護師数	訪問件数	平均
9/3	月	4	24	6.0
9/4	火	3	20	6.7
9/5	水	5	24	4.8
9/6	木	3	20	6.7
9/7	金	4	21	5.3
9/10	月	5	29	5.8
9/11	火	5	24	4.8
9/12	水	4	18	4.5
9/13	木	3	24	8.0
9/14	金	4	24	6.0
9/18	火	3	24	8.0
9/19	水	5	31	6.2
9/20	木	4	18	4.5
9/21	金	4	28	7.0
9/24	月	5	26	5.2
9/25	火	4	23	5.8
9/26	水	5	18	3.6
9/27	木	4	15	3.8
9/28	金	5	26	5.2
計	19日	79	437	5.5
1日平均		4.2	23.0	5.5

表7

指定訪問看護事業特別会計決算状況

単位:円

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (4月～9月)
予算現額	210,799,000	117,119,000	89,876,000	54,113,000	67,185,000	58,490,000	56,543,000
歳入	244,963,325	136,853,066	93,352,226	64,728,075	74,126,662	63,902,114	32,967,041
歳出	195,485,352	112,478,064	86,035,818	48,644,552	62,504,309	54,135,242	19,628,574
歳入歳出 差引残額 (実質収支額)	49,477,973	24,375,002	7,316,408	16,083,523	11,622,353	9,766,872	13,338,467

指定訪問看護事業基金

単位:円

基 金	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (9月末)
	131,158,000	131,158,000	184,062,000	217,021,000	221,955,000	232,942,000	244,110,000